

鹿屋市電子契約の運用に伴う関係要綱の整理等に関する要綱

(鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱(平成18年鹿屋市告示第78号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、貸付人と借受人とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、貸付人と借受人とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、貸付人と借受人とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に改める。

(鹿屋市営住宅建替事業実施要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市営住宅建替事業実施要綱(平成18年鹿屋市告示第123号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「鹿屋市長 (以下「甲」という。)」を「鹿屋市(以下「甲」という。)」に、「この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、甲と乙とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に、

「  
甲 鹿屋市長 印 を 甲 鹿屋市  
鹿屋市共栄町20番1号  
代表者 鹿屋市長  
」

に改める。

☐」

(鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の一部改正)

第3条 鹿屋市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成24年鹿屋市告示第147号)の一部を次のように改正する。

第9条中「契約書」の次に「又は契約内容を記録した電磁的記録」を加える。

(鹿屋市営住宅等における連帯保証人及び家賃債務保証法人事務取扱要綱の一部改正)

第4条 鹿屋市営住宅等における連帯保証人及び家賃債務保証法人事務取扱要綱  
(令和2年鹿屋市告示第68号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。」を「この協定の締結を証するため、電磁的記録を作成し、甲と乙とが電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない協定の場合には、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に、

「	甲 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号	「	鹿屋市共栄町20番1号
	鹿屋市長	を	甲 鹿屋市
			代表者 鹿屋市長
		」	

に改める。

☐ 」

(鹿屋市営住宅等入居者の移転に関する実施要綱の一部改正)

第5条 鹿屋市営住宅等入居者の移転に関する実施要綱(令和3年鹿屋市告示第80号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「鹿屋市長 (以下「甲」という。)」を「鹿屋市(以下「甲」という。)に、「この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。」を「この契約の締結を証するため、電磁的記録を作成し、甲と乙とが電子署名を施した上、その電磁的記録を保管する。ただし、電磁的記録によらない契約の場合には、本書2通を作成し、甲と乙とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。」に、

「		「	鹿屋市共栄町20番1号
甲 鹿屋市長		を	甲 鹿屋市
			代表者 鹿屋市長
		」	

に改める。

☐ 」

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。